

NEWS LETTER

5月の第2日曜日は「母の日」です。この母の日は、世界各地で制定されているのだそうです。普段、感謝の気持ちを伝えることができない方は、この機会を利用してはいかがでしょうか。掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

5

2013

労働保険年度更新の 仕組み

従業員が70歳になった際の
社会保険の届出
税額控除が1人当たり40万円に
拡充された雇用促進税制
平成25年度よりスタートした
第12次労働災害防止計画



平澤国際社労士事務所

東京都港区芝大門1-3-5山田ビル3階

TEL : 03-5402-8491 / FAX : 03-5402-8494

労働保険年度更新の仕組み

労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日（今年は曜日の都合で6月3日から7月10日）までに申告・納付する必要があります。以下では、今年度における年度更新の仕組みを確認しておきましょう。

1. 労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月、保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付もしくは還付することになっています。つまり、平成25年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ①平成24年度の確定保険料額
- ②平成25年度の概算保険料額
- ③平成24年度の確定保険料額と平成25年度の概算保険料額の差額

このように、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切替更新する必要があることから、これを「年度更新」と呼んでいます。

2. 労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者（雇用保険については被保険者のみ）に支払われた賃金総額に、保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

[概算保険料]

概算保険料については、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。

3. 労働保険料の納付

概算保険料の額が40万円（労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、その労働保険料を3回に分割して納付することができます。具体的な納付期限は以下のとおりです。

期間	納付日※	
	口座振替 なし	口座振替
第1期分(4月1日から7月31日まで)	7月10日	9月6日
第2期分(8月1日から11月30日まで)	10月31日	11月14日
第3期分(12月1日から3月31日まで)	1月31日	2月14日

※労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、納付日が異なる場合があります。また口座振替には別途申し込みが必要であり、納付日が休日の場合は、翌営業日が納付日になります。

労働保険の年度更新は、労働者に支払った1年間の賃金額を取りまとめなければならないため、手間がかかる作業です。申告や納付の漏れがないように、早めに保険料の計算を行うことを心がけましょう。

従業員が **70歳** になった際の 社会保険の届出

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

まもなく70歳になる従業員がいます。今後も正社員と同じような働き方をしてもらおうと考えていますが、なにか必要な社会保険の手続きはありますか。



総務部長

70歳になったときには、健康保険の被保険者資格は継続しますが、厚生年金保険の被保険者資格は喪失します。このため、厚生年金保険にかかる「被保険者資格喪失届」を提出しなければなりません。また、正社員と同じような働き方とのことから、「70歳以上被用者該当届」を併せて提出することになりますね（※）。
※昭和12年4月2日以降に生まれた人で、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人が対象



社労士

その「70歳以上被用者該当届」というのは、なぜ提出するのですか。



今回のケースのように、70歳以上の人で、厚生年金保険に加入している事業所で正社員と同様に働きながら年金を受給する場合には、老齢厚生年金の額の全部または一部が支給停止になることがあります（在職老齢年金）。この計算・把握のために提出するのです。



なるほど。そういうことですか。その他に提出するものはありますか。



はい、この従業員が算定基礎（定時決定）や月額変更（随時改定）の対象になった場合、または賞与を支払った場合には、各々届出を提出しなければなりません。これは、年金の停止額が、標準報酬月額や賞与額から算出されるためです。



他の従業員と同じようなタイミングで提出が必要なのですね。



はい、そうです。なお、70歳以上の被用者に該当した人が退職したり、短時間勤務に変更する等の理由から要件に該当しなくなった場合には、「70歳以上被用者不該当届」を提出することになります。これを提出することにより、老齢厚生年金の全額が支給されることになります。



従業員本人の年金額に影響するものなので、忘れずに届出するようにしますね。



【ワンポイントアドバイス】

1. 従業員が70歳になった場合には、厚生年金保険のみ資格喪失を行う。
2. 資格喪失した場合には、厚生年金保険料の徴収は不要であり、将来の年金額の計算基礎にも含まれない期間となる。
3. 算定基礎・月額変更・賞与支給時等は、別途届出書提出が必要であり、これにより年金の支給停止額が計算される。

税額控除が1人当たり40万円に 拡充された 雇用促進税制

雇用の拡大は、現在のわが国における最重要テーマの一つとなっています。この対策として以前より雇用促進税制が設けられていましたが、平成25年4月より更なる対策を図るために、雇用者増加数1人当たり40万円（拡充前は20万円）の法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が受けられるように制度が拡充されました。そこで、以下ではこの制度の概要について解説しましょう。

雇用促進税制とは

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下、「適用年度」という）（※1）において、以下の要件を満たした事業主は雇用増加数1人当たり40万円の税額控除（※2）が受けられるという制度です。

（※1）個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで

（※2）当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度

[対象となる事業主の主な要件]

この制度の対象となる事業主には以下のような要件が求められます。

- ①青色申告書を提出する事業主であること
 - ②適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者（※3）がないこと
 - ③適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業（※4）の場合は2人以上）を増加させ、かつ雇用増加割合（※5）が10%以上であること
 - ④適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（※6）以上であること
 - ⑤風俗営業等を営む事業主ではないこと
- （※3）雇用保険一般被保険者および高齢年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当するもの
- （※4）中小企業とは資本金1億円以下の法人、または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- （※5）雇用増加割合＝適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者総数
- （※6）比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額＋（前事業年度の給与等の支給額×雇用増加×30%）



[雇用者増加数] 7人 ≥ 5人以上（中小企業の場合2人以上）

[雇用増加割合] $7人 \div 50人 = 14\% \geq 10\%$

[税額控除] $7人 \times 40万円 = 280万円$ が受けられる。

今回の拡充に伴い、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中で高齢年齢継続被保険者として引き続き雇用し、適用年度末まで雇用していた場合に、雇用者として扱うことができるようになりました。反対に、事業主都合による離職者の対象が、雇用保険一般被保険者の他に高齢年齢継続被保険者も加わることになっています。

この制度の適用を受けるためには、事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、本社・本店を管轄するハローワークへ提出する必要があります。人材の採用を検討されている企業においては、このような制度の活用をぜひ検討したいものです。本制度の詳細の内容や手続きに関しては、ご遠慮なく当事務所までお問い合わせください（税額控除については最寄りの税務署にご確認ください）。

平成25年度よりスタートした 第12次 労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造の変化や労働者を取り巻く社会情勢の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するために、5年ごとの労働災害防止計画を策定しています。今回、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする「第12次労働災害防止計画」がスタートしたことから、以下では、その概要を解説します。

1.第12次労働災害防止計画の全体目標

第12次労働災害防止計画では具体的に計画の数値目標を示し、達成することを目標に掲げています。具体的な数値は以下のようになっています。

- ・平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させる。
- ・平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させる。

2.重点対策ごとの数値目標

労働災害全体の減少目標に加え、第12次労働災害防止計画では重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を行うとしています。この数値目標には重点業種と重点疾病があります。

詳細		
重点業種※	小売業	労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。
	社会福祉施設(介護施設)	労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。 なお、この目標は雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上の減少に相当する。
	飲食店	労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。
	陸上貨物運送事業	労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。
	建設業	労働災害による死亡者の数を20%以上減少させる。
	製造業	労働災害による死亡者の数を5%以上減少させる。
重点疾病	メンタルヘルス対策	平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。
	過重労働対策	平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。
	化学物質による健康障害防止対策	平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。
	腰痛予防対策	平成24年と比較して平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。
	熱中症予防対策	平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる。
受動喫煙防止対策	平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする。	

※平成24年と比較して平成29年までにこれらの目標を達成

また、厚生労働省は労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」に対する集中的取組を実施するとしています。今後、これらの内容に基づいた様々な調査などが行われると予想されます。企業としてはこれらの内容を踏まえた上で、労働災害の防止に積極的に取り組んでいくことが求められます。

3年間で **40万** の国内企業が **減少**

去る1月29日、総務省と経済産業省から「平成24年経済センサス活動調査」(※)の速報が発表されました。これはすべての産業を対象として、事業所数や企業数、従業員数、売上高などを調査したものです。ここではその結果から、全国の企業数の推移を業種別にみていきます。

すべての業種で減少

上記調査結果と平成21年の経済センサス基礎調査の企業数を業種別に比較すると、以下のようになります。

日本の企業数の推移

	21年	24年	増減率 (%)	合計に占める割合 (%)
合計	4,480,753	4,096,578	-8.6	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	922	705	-23.5	0.0
複合サービス事業	6,923	5,559	-19.7	0.1
金融業、保険業	37,529	31,446	-16.2	0.8
情報通信業	51,576	44,636	-13.5	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	2,187	1,901	-13.1	0.0
卸売業、小売業	1,059,676	929,386	-12.3	22.7
運輸業、郵便業	82,970	72,955	-12.1	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	209,160	185,387	-11.4	4.5
建設業	520,473	462,879	-11.1	11.3
宿泊業、飲食サービス業	606,517	541,375	-10.7	13.2
農林漁業(個人経営を除く)	25,738	23,255	-9.6	0.6
不動産業、物品賃貸業	356,486	330,044	-7.4	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	407,667	380,879	-6.6	9.3
教育、学習支援業	122,497	114,352	-6.6	2.8
製造業	450,966	436,646	-3.2	10.7
医療、福祉	272,217	268,479	-1.4	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	267,249	266,694	-0.2	6.5

総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査(速報)結果の概要」より作成

平成24年の企業数は、約410万企業となりました。21年の時点では全国の企業数は約448万企業でしたから、企業数にして約40万企業、8.6%の減少となりました。ちなみに、24年の東京都の23区全体の企業数が約37万企業ですから、それよりも多い企業が減っているということになります。

業績不振による倒産や廃業はもちろん、M&A、製造業を中心とした海外進出が進んでいることなどから、国内の企業数は減少しています。経営者の高齢化や後継者不在によるM&A、廃業などは今後も増加することが予想されます。また少子化が進む現在、国内市場は縮小を余儀なくされています。その一方、高齢化の進展などによって、医療や介護、健康などの分野では、新たなニーズが生まれる市場も出てくるでしょう。次回の調査結果ではどのような結果になっているのでしょうか。

(※) 平成24年経済センサス活動調査

全国の事業所を対象として平成24年2月に行われた調査です。企業の定義は「経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合はその事業所だけで企業としている。」となっています。詳細は以下の政府統計の総合窓口からご確認ください。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001056219>

タクシーを 簡単に呼ぶことができれば

仕事で外回りをしていると、タクシーを利用する機会があると思います。主要な駅にはタクシー乗り場が併設されているので、簡単にタクシーに乗ることができます。しかし、駅から離れた場所や流しタクシーがほとんどいない地域の場合、タクシーを呼ぶのに苦労します。不慣れな地域の場合、まずどこのタクシー会社に連絡をすればいいのかを調べることから始めなければなりません。また、やっとタクシー会社が見つかったとしても「現在全て出払っています」、「少しお時間が掛かります」と待たされることがあります。そのような時に限って時間がなく焦っていたりしませんか。もしタクシー会社を調べずとも、一番近くを走行中のタクシーを簡単に呼ぶことができれば、これほど便利なことはありません。

タクシー検索アプリの活用

そこでおすすめしたいのが、「全国タクシー配車」アプリです。「全国タクシー配車」アプリは、スマートフォンならではの直感的な操作とGPS機能で、全国の提携タクシー会社のタクシー約1万6千台の中から、あなたの近くを走行中の車両を簡単操作で呼ぶことのできるアプリです。

「全国タクシー配車」アプリの主な機能は、以下の通りです。

■今すぐ呼ぶ

タクシーに乗車したい場所をスマートフォンの地図上で指定し注文します。タクシーが見つかった場合、およその到着時間を知らせてくれます。

■予約する

乗車希望時刻の前日から1時間前まで予約することができます。

■タクシー料金検索

出発地点、目的地を指定するだけで、簡単にタクシーの概算料金を調べることができます。全国のタクシー料金体系を網羅しているので、地域によって異なるタクシー料金が検索できます。

■お気に入り&履歴

自宅や会社など、よくタクシーを利用する場所をあらかじめ登録できます。また、過去の注文履歴から同じ場所へ素早くタクシーを注文することができます。

■全国タクシー電話帳

提携タクシーが見つからない地域でタクシーを呼びたいときは、現在地から最寄りのタクシー会社の電話番号が表示されるため、電話でタクシーを呼ぶことができます。

こうしたアプリがあれば、明日から外出先でタクシーを呼ぶのに困ることはなくなるかもしれません。

紹介したアプリ名：全国タクシー配車

価格：無料

iPhone版、Android版、Windows Phone版があります。

上記アプリはほとんどのスマートフォンに搭載されているGPS（人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム）機能を利用したサービスです。そのためGPS機能を利用してサービス提供会社に自身の位置情報（個人情報）を提供する必要があります。当アプリに限らずGPS機能を利用したサービスを利用する際には、自己責任のもと、位置情報を送信することに対するリスクに十分配慮した利用を心がけましょう。

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2013年5月

お仕事備忘録

○ 1. 住民税の改定対応

○ 2. 自動車税の納付

○ 3. 夏季賞与検討・情報収集

○ 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

○ 5. 夏に向けての準備

○ 6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、今月下旬より協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されます。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

6. 健康診断の実施

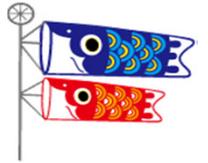
春の定期健康診断を実施する会社については、医師・診療機関との最終確認、受診漏れ者、追加者がいないかの確認は良いでしょうか？

当日やむを得ない事情で受診できない社員については、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診してもらうようにしましょう。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	赤口	
2	木	先勝	
3	金	友引	憲法記念日
4	土	先負	みどりの日
5	日	仏滅	こどもの日 立夏
6	月	大安	振替休日
7	火	赤口	
8	水	先勝	
9	木	友引	
10	金	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(4月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	
21	火	先負	小満
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	大安	
30	木	赤口	
31	金	先勝	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(4月分)